

東京都環境局
平成22年3月

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 作成マニュアル（東京都版）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者（中間処理業者を含む）は、前年度1年間の交付等の状況について報告書を作成し、都道府県知事又は政令市長に報告しなければなりません。

（根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」）第12条の3第6項）

本マニュアルは、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の作成方法及び提出方法についてまとめたものです。報告書作成・提出の際の参考にしてください。

本マニュアルは、東京都内の事業場から排出された産業廃棄物についてのマニュアルです。他道府県の事業場の場合は、事業場の所在地の道府県又は政令市にお問い合わせください。

重要！

報告制度の概要が「1 報告制度の概要（ポイント）」（3ページ）に記載されています。最初に目を通してください。

（担当部署）

東京都環境局 廃棄物対策部
産業廃棄物対策課 規制監視係
電話 03-5388-3514

目次

1 報告制度の概要（ポイント）	3
2 報告書様式の入手方法	4
(1) インターネットからダウンロード	4
(2) 郵送での入手	4
(3) 窓口での入手	4
3 提出方法・提出先（東京都内の事業場についての報告書）	5
4 記入方法	6
表1 業種一覧	9
表2 産業廃棄物の種類	11
表3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）	13
5 Q&A	14
1 報告が必要かどうかの判断	14
2 報告書の作成、提出について	14
3 記入方法について(1) : 報告者、事業場の情報	15
4 記入方法について(2) : 管理票について（廃棄物の種類、運搬先等）	16
5 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）に関するもの	17
6 その他	18

1 報告制度の概要（ポイント）

報告頻度	<p>報告は年1回</p> <p>前年度 4月1日～3月31日までに交付したマニフェストについて、6月30日までに報告します。</p> <p>（例）平成21年4月1日～平成22年3月31日までの実績を、平成22年6月30日までに提出</p>
報告対象者	<p>報告対象者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者</p> <p>前年度に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した場合は、量の多少に関わらず報告書の提出が必要です。</p> <p>前年度に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を全く交付しなかった場合は、報告書の提出は不要です。</p>
報告書のとりまとめ方	<p>事業場単位で作成</p> <p>産業廃棄物の排出場所の住所が異なれば、別事業場となり、別々に報告書を作成しなければなりません。</p> <p>＜例外＞ 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合は、これらの事業場を1事業場としてまとめて報告書を作成</p> <p>（例1）建設工事現場</p> <p>（例2）リース会社が、廃棄物となったリース品を客先で産業廃棄物処理業者に引き渡した場合</p>
報告書の提出先	<p>報告書の提出先は事業場所在地の都道府県又は政令市</p> <p>東京都内の事業場については、東京都に報告書を提出してください（提出先は5ページを参照）</p> <p>東京都外の事業場については、事業場所在地の道府県又は政令市に提出先を問い合わせてください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">添付書類は不要 <p>マニフェストやその写しの添付は必要ありません。必要事項を記入した報告書のみを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">電子マニフェスト使用分については報告不要 <p>電子マニフェスト使用分については、日本産業廃棄物処理振興センター（電子マニフェストの運用組織）が都道府県知事等に報告を行いますので、排出事業者が自ら報告する必要はありません。</p> <p>なお、紙マニフェストと電子マニフェストの両方を使用した場合は、紙マニフェスト使用分についてのみ報告が必要です。</p>

2 報告書様式の入手方法

次のいずれかの方法で報告書様式を入手してください。

(1) インターネットからダウンロード

東京都環境局のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/04%20houkokusho%20todokede/kouhu%20jyoukyou%20C.htm>

検索サイトで、「東京都」「管理票交付等状況報告書」の2つのキーワードで検索すると簡単に見つかります。

(2) 郵送での入手

次の住所に、

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式を送付してほしい旨を記載したメモ

80円切手を貼付した返信用封筒

を郵送してください。返信用封筒に報告書様式を同封して返送します。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係

お手数ですが封筒に「報告書様式の請求」と朱書きで御記入ください。

(3) 窓口での入手

直接、次の窓口にご来庁ください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第2本庁舎9階北側

東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係

受付時間 : 平日の午前9時~12時、午後1時~5時(事前連絡は不要です)

3 提出方法・提出先（東京都内の事業場についての報告書）

（1）提出方法 郵送又は窓口へ持参

（2）提出部数 1部

郵送での提出の場合、控えの返送は行いません。各自、コピーを保管してください。

提出記録を残したい場合は、簡易書留、宅配便など記録が残る方法で提出してください。

窓口に報告書2部を直接持参した場合は、その場で受付印を押印した報告書1部を返却します。

（3）提出先

（1）郵送の場合

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係

お手数ですが封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と朱書きで御記入ください。

宅配便などを利用する場合、届出先の電話番号には「03-5388-3589」と記載してください。

（2）窓口に持参の場合

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第2本庁舎9階北側

東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 規制監視係

受付時間：平日の午前9時～12時、午後1時～5時（事前連絡は不要です）

4 記入方法

報告書
提出日

総ページ 1 / 2 ページ

様式第三号(第八条の二十七関係)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成20年度)

東京都知事 殿 報告者 住 所 東京都新宿区西新宿*-*-*

氏 名 (法) 都庁工業(株) 代表取締役 都庁 太郎
電話番号 03(****)****

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、平成20年度の産業廃棄物管理票に関する報告書

します。

事業場の名称		大田工場					業種		
事業場の所在地		〒143-* 東京都大田区 *-*-*					電話番号		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃ケル類			*	(1)商事	〒143- 東京都*-* 城南島*-*	*	(1)リサ イクル	
2	廃プラスチック類	5.1	5	01*****	都庁運輸(株)	〒143-0002 東京都大田区城南島*-*	10*****	(株)都庁リサイクル	
3	金属(す)	1.8	1	01*****	都庁運輸(株)	〒143-0002 東京都大田区城南島*-*	10*****	(株)都庁リサイクル	
4	金属(す)	4.1	2	01*****	都庁運輸(株)	〒135-0052 東京都江東区潮見*-*	20*****	都庁金属(株)	

通常は記入不要 (運搬先と同じため)

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までは

2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置日短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 (運搬)受け入れを委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の

6 、 、 、 のいす
7 れか1つでも異なる場合は、別の行に分けて記入してください。

、 、 、 の全てが同じマニフェストについて、それぞれ、排出量の合計、マニフェストの枚数を記入してください。

H21.3)

〈報告数が多い場合、東京都作成様式（2ページ以降用）を使用してください〉

報告者の氏名

法人の場合 : 法人名 + 代表者名
個人事業主の場合 : 事業主の氏名
押印は不要です。

事業場の名称、事業場の所在地

マニフェストの「事業場（排出事業場）」に記載されている名称、所在地を記入してください。

建設工事について、複数の現場の実績を1事業場として報告する場合

事業場の名称に「都内各工事現場」、所在地に「都内各所」と記入してください。

支店ごとに別々に作成したい場合は、事業場の名称に「支店 都内各工事現場」のように支店名を含めて記入してください。

業種

表1（9～10ページ）から1つを選択し、記入してください（業種記号のみでも可能）。

産業廃棄物の種類

マニフェストの「産業廃棄物の種類」欄に記載（チェック）されている内容を確認し、表2（11～12ページ）の中から1つを選択し、記入してください。

排出量（t）

、 、 、 の全てが同じマニフェストについて、排出量の合計を記入してください。
マニフェストにトン以外の単位で数量が記載されている場合は、トンに換算してください。
換算方法は、表3（13ページ）を参照してください。

管理票の交付枚数

、 、 、 の全てが同じマニフェストの枚数を記入してください。枚数は、A票の枚数を数えてください。

運搬受託者の許可番号

許可番号の下6桁を記入してください（同一事業者であれば全国共通です）。

許可番号は、契約書に添付されている収集運搬業者の許可証の写しに記載されています。

（例）許可番号13-00-999999 「999999」と記入する

運搬を委託せずに、自社が運搬した場合は、空欄にしてください。

運搬受託者の氏名又は名称

マニフェストの「運搬受託者」欄に記載されている「氏名又は名称」を記入します。
運搬を委託せずに、自社が運搬した場合は、「自社運搬」と記入してください。

運搬先の住所

マニフェストの「運搬先の事業場」欄に記載されている住所を記入してください。

処分受託者の許可番号

許可番号の下 6 桁を記入してください（同一事業者であれば、全国共通です）。

許可番号は、契約書に添付されている処分業者（中間処理業者または最終処分業者）の許可証の写しに記載されています。

（例） 許可番号 13-20-999999 「999999」と記入する

処分受託者が自治体（東京都、23 区清掃一部事務組合等）の場合

許可番号はありませんので、処分受託者の許可番号は空欄にしてください。

処分受託者の氏名又は名称

マニフェストの「処分受託者」欄に記載されている「氏名又は名称」を記入します。

持込先で原料等として買い取ってもらえるが、運搬経費が買取金額以上となるために、収集運搬の部分が廃棄物扱いとなる場合

処分受託者欄には、「有償売却」と記入してください。処分受託者の許可番号は、空欄にしてください。

自社施設 A から自社施設 B への廃棄物の移動を委託した場合（処分を委託しなかった場合）

処分受託者欄には、「自社施設」と記入してください。処分受託者の許可番号は、空欄にしてください。

表1 業種一覧

- ・ 業種は下表の中分類から1つを選択してください。
- ・ 事業場で複数の事業を行っている場合は、主たる業種1つを選んでください。
- ・ 事業場が本社の場合は、会社全体の主たる業種1つを選んでください。
- ・ 分類方法は日本標準産業分類（平成19年11月改定）を使用しています。詳細は、総務省のホームページ（<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>）を参照してください。
- ・ 間違いの多いもの
 - 自社製品の倉庫 : 本業の業種（倉庫業は間違い）
 - （例）医薬品メーカーの自社製品倉庫は「E16 化学工業」
 - テナントビル : ビル管理会社がマニフェストを交付している場合は、ビル管理会社の業種である「K69 不動産賃貸業・管理業」（テナントの業種は間違い）
 - 保健所 : 「P 84 保健衛生」（地方公務は、本来の立法・行政事務を行う事業場のみ）

大分類	中分類	大分類	中分類
農業、林業	A01 農業 A02 林業	製造業 (続き)	E18 プラスチック製品製造業(別掲を除く) E19 ゴム製品製造業 E20 なめし革・同製品・毛皮製造業 E21 窯業・土石製品製造業 E22 鉄鋼業 E23 非鉄金属製造業 E24 金属製品製造業 E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 E27 業務用機械器具製造業 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業 E31 輸送用機械器具製造業 E32 その他の製造業
漁業	B03 漁業(水産養殖業を除く) B04 水産養殖業		
鉱業、採石業、砂利採取業	C05 鉱業、採石業、砂利採取業		
建設業	D06 総合工事業 D07 職別工事業(設備工事業を除く) D08 設備工事業		
製造業	E09 食料品製造業 E10 飲料・たばこ・飼料製造業 E11 繊維工業 E12 木材・木製品製造業(家具を除く) E13 家具・装備品製造業 E14 パルプ・紙・紙加工品製造業 E15 印刷・同関連業 E16 化学工業 E17 石油製品・石炭製品製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	F33 電気業 F34 ガス業 F35 熱供給業 F36 水道業

大分類	中分類	大分類	中分類
情報通信業	G37 通信業 G38 放送業 G39 情報サービス業 G40 インターネット附隨サービス業 G41 映像・音声・文字情報製作業	不動産業、物品賃貸業	K68 不動産取引業 K69 不動産賃貸業・管理業 K70 物品賃貸業
運輸業、郵便業	H42 鉄道業 H43 道路旅客運送業 H44 道路貨物運送業 H45 水運業 H46 航空運輸業 H47 倉庫業 H48 運輸に附隨するサービス業 H49 郵便業(信書便事業を含む)	学術研究、専門・技術サービス業	L71 学術・開発研究機関 L72 専門サービス業(他に分類されないもの) L73 広告業 L74 技術サービス業(他に分類されないもの)
卸売業、小売業	I50 各種商品卸売業 I51 繊維・衣服等卸売業 I52 飲食料品卸売業 I53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 I54 機械器具卸売業 I55 その他の卸売業 I56 各種商品小売業 I57 織物・衣服・身の回り品小売業 I58 飲食料品小売業 I59 機械器具小売業 I60 その他の小売業 I61 無店舗小売業	宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉	M75 宿泊業 M76 飲食店 M77 持ち帰り・配達飲食サービス業 N78 洗濯・理容・美容・浴場業 N79 その他の生活関連サービス業 N80 娯楽業 O81 学校教育 O82 その他の教育、学習支援業 P83 医療業 P84 保健衛生 P85 社会保険・社会福祉・介護事業 Q86 郵便局 Q87 協同組合(他に分類されないもの)
金融業、保険業	J62 銀行業 J63 協同組織金融業 J64 貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関 J65 金融商品取引業、商品先物取引業 J66 補助的金融業等 J67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	サービス業(他に分類されないもの) S 公務(他に分類されるものを除く)	R88 廃棄物処理業 R89 自動車整備業 R90 機械等修理業(別掲を除く) R91 職業紹介・労働者派遣業 R92 その他の事業サービス業 R93 政治・経済・文化団体 R94 宗教 R95 その他のサービス業 R96 外国公務 S97 国家公務 S98 地方公務

表2 産業廃棄物の種類

- ・ 産業廃棄物の種類は、下表の中から1種類を選択してください。
- ・ マニフェストの「廃棄物の種類」欄に、複数の種類が記載(チェック)されている場合は、混合廃棄物(下表の(30)~(38)、(58))の中から1つを選択してください。
- ・ 廃棄物の種類は、下表の「省略表記」で記載してもかまいません。

産業廃棄物

廃棄物の種類	省略表記
(1) 燃え殻	
(2) 汚泥	
(3) 廃油	
(4) 廃酸	
(5) 廃アルカリ	
(6) 廃プラスチック類	廃プラ
(7) 紙くず	
(8) 木くず	
(9) 繊維くず	
(10) 動植物性残さ	
(11) 動物系固形不要物	
(12) ゴムくず	
(13) 金属くず	
(14) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラ陶
(15) 鉱さい	
(16) がれき類	
(17) コンクリート破片	
(18) アスファルト・コンクリート破片	アスコン
(19) 動物のふん尿	
(20) 動物の死体	
(21) ばいじん	
(22) 13号廃棄物	

廃棄物の種類	省略表記
(23) 建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	建設混合(石綿含有)
	(24) ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)
	(25) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)
	(26) がれき類(石綿含有産業廃棄物)
	(27) 紙くず(石綿含有産業廃棄物)
	(28) 木くず(石綿含有産業廃棄物)
	(29) 繊維くず(石綿含有産業廃棄物)
	(30) 建設混合廃棄物
	(31) " (安定型のみ)
混合廃棄物	安定型混合
	(32) " (管理型を含む)
	(33) シュレッダーダスト
	(34) 廃自動車
	(35) 廃電気機械器具
	(36) 廃電池類
	(37) 複合材
	(38) その他混合廃棄物
	その他混合

特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類	省略表記	廃棄物の種類	省略表記
(39) 引火性廃油		特定有害産業廃棄物（続き）	(52) 廃油(特定有害産業廃棄物)
(40) 引火性廃油(有害)			(53) 汚泥(特定有害産業廃棄物)
(41) 強廃酸			(54) 廃酸(特定有害産業廃棄物)
(42) 強廃酸(有害)			(55) 廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)
(43) 強廃アルカリ			(56) ばいじん(特定有害産業廃棄物)
(44) 強廃アルカリ(有害)			(57) 処分するため処理したもの(特定有害産業廃棄物)
(45) 感染性産業廃棄物	感染性廃棄物		(58) その他特別管理産業廃棄物
特定有害産業廃棄物（続き）	(46) 廃PCB等		その他特管
	(47) PCB汚染物		
	(48) PCB処理物		
	(49) 廃石綿等		
	(50) 鉛さい(特定有害産業廃棄物)	鉛さい(有害)	
	(51) 燃え殻(特定有害産業廃棄物)	燃え殻(有害)	

混合廃棄物の具体例

廃棄物の名称	産業廃棄物の種類	報告書に記載する産業廃棄物の種類
パソコン	廃プラスチック、金属くず	(35) 廃電気機械器具
自動販売機	廃プラスチック、金属くず、ガラ陶	(35) 廃電気機械器具
蛍光灯	金属くず、ガラ陶	(35) 廃電気機械器具
乾電池	汚泥、廃プラスチック、金属くず	(36) 廃電池類
机、イス	廃プラスチック、金属くず	(38) その他混合廃棄物

<重要>

マニフェストは、**廃棄物の種類ごとに**交付することが義務付けられています（法施行規則第8条の20第1号）。

ただし、パソコンなどのように、排出段階で複数の種類の廃棄物が一体不可分の状態で混合している場合は、1枚のマニフェストにまとめることができます。

排出段階で分別が可能な場合は、運用方法を見直し、廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付してください。

表3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

- ・自社で換算係数を算出できる場合は、その係数を使用して重量へ換算してください。
- ・自社で換算係数を算出できない場合は、下表の換算係数を使用して、次式により重量に換算できます。

$$【重量】(t) = 【体積】(m^3) \times 【換算係数】(t / m^3)$$

産業廃棄物の種類	換算係数 (t / m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数 (t / m ³)
燃え殻	1.14	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1.00
汚泥	1.10	鉱さい	1.93
廃油	0.90	がれき類	1.48
廃酸	1.25	動物のふん尿	1.00
廃アルカリ	1.13	動物の死体	1.00
廃プラスチック類	0.35	ばいじん	1.26
紙くず	0.30	13号廃棄物	1.00
木くず	0.55	建設混合廃棄物	0.26
纖維くず	0.12	廃電気機械器具	1.00
動植物性残さ	1.00	感染性産業廃棄物	0.30
動物系固形不要物	1.00	廃石綿等	0.30
ゴムくず	0.52		
金属くず	1.13		

本表は、環境省が平成18年12月27日に示した参考値である。

5 Q&A

1 報告が必要かどうかの判断

Q 1 昨年度は、産業廃棄物の排出量が0だったが、報告書を提出する必要があるのか？

産業廃棄物の排出量が0だった年度については、報告書の提出は不要です。

Q 2 専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古纖維）のみを扱う業者（専ら業者）に産業廃棄物の処理を委託したが、報告が必要か？

専ら業者に処理を委託した産業廃棄物については、マニフェストの交付が必要ないため、報告対象外です。

Q 3 テナントビルに入居しており、ビル管理会社が管理票を交付しているが、報告は必要か？

ビル管理会社が交付した管理票については、ビル管理会社が報告しますので、入居しているテナントは報告の必要はありません。

「ビル管理会社が交付した管理票」と「自社が交付した管理票」の両方が存在する場合は、「自社が交付した管理票」についてのみ報告してください。

2 報告書の作成、提出について

Q 4 小売業をしており、都内に100店舗ある。個々の店舗について作成するのは大変なので、1事業場にまとめて報告書を作成したいが、かまわぬいか？

1事業場にまとめて作成することはできません。店舗ごとの報告書を作成してください。なお、報告書の提出は、本社等から一括して送付してもかまいません。

Q 5 建設工事の場合は、都内の各工事現場の実績をまとめて1事業場として作成することになっている（3ページ）。しかし、工事現場の数が多く、1事業場としてまとめる負担が大きい。工事現場ごとに報告書を作成することを認めてもらえないか。

都内の各工事現場の実績をまとめることが難しい場合は、工事現場ごとに作成してもかまいません。

Q 6 年度途中に事業場が移転したが、移転前後をまとめて1事業場として作成してもよいいか？

移転前と移転後を別々に作成してください。

Q 7 報告書を電子データで提出することは可能か？

東京都ホームページから入手した「電子媒体報告様式」を使用した場合は、CD-R又はDVD-Rでの提出が可能です。

Q 8 会社独自の様式で報告することは可能か？

独自の様式での提出はできません。決められた様式を使ってください。

ただし、次の改変は可能です。

行数の増減（4行を5行に変更など）

枠の大きさの調整（「運搬先の住所」欄を広くするなど）

3 記入方法について（1）：報告者、事業場の情報

Q 9 法人の場合、報告者は会社の代表者（代表取締役など）でなければならないのか？

原則として代表者（代表取締役、理事長、区市町村長など）ですが、社内で産業廃棄物の契約権限が委譲されている場合は、権限を委譲された方（支社長、支店長等）の名前でもかまいません。

Q 10 社印・代表者印の押印は不要ということになっているが、押印してもかまわないか？

押印してもかまいません。

Q 11 今年4月に、A社がB社に吸収合併されてC社となった。A社の実績について報告する際、「報告者」はA社の名称を記入するのか？

「報告者」には、C社の名称を記入してください。なお、事業場名は「旧A社 支店」のように記載してください。

Q 12 産業廃棄物の排出場所が無人の倉庫で、電話が無い。事業場の電話番号には何を記入すればよいのか？

電話が無い場合は、事業場の電話番号は空欄でかまいません。

4 記入方法について(2) : 管理票について(廃棄物の種類、運搬先等)

Q13 「建設系廃棄物マニフェスト」を使用しているが、廃棄物の種類が表2(11~12ページ)と異なっている。廃棄物の種類はどれを選べばよいのか?

次の表を参照してください。

建設系廃棄物マニフェスト記載内容	本報告書に記入する産業廃棄物の種類 (表2の項目)
07 混合(安定型のみ)	(31) 建設混合廃棄物(安定型のみ)
11 建設汚泥	(2) 汚泥
15 廃石膏ボード	(14) ガラス・コンクリート・陶磁器くず
16 混合(管理型含む)	(32) 建設混合廃棄物(管理型を含む)

Q14 特定有害産業廃棄物 500g を処理委託した。量がわずかであるが、トン単位で記入する必要があるか?

トン単位で記入する必要があります。なお、排出量が1kg未満の場合は、排出量にかかわらず「0.001t」と記入してもかまいません。

Q15 「処分場所の住所」には何も記入しなくてもよいのか?

通常、「処分場所の住所」は「運搬先の住所」と同じであるため、記入する必要はありません。様式第三号の「備考6」を参照してください。

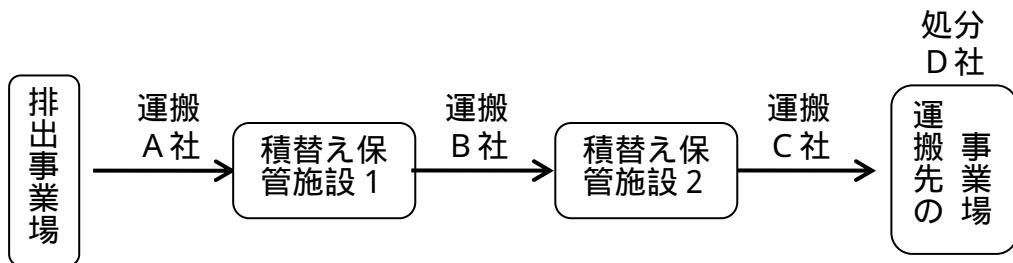
Q16 マニフェストの「積替え又は保管」に住所が記載されている。この住所を報告書に記入する必要があるのか?

運搬受託者が1社の場合は、記入する必要はありません。

運搬受託者が2社以上の場合は、記入する必要があります。記入方法は、Q17を参照してください。

Q17 複数の収集運搬業者がリレー方式で運搬した場合（区間委託を行った場合）の記入方法は？

各収集運搬業者の運搬先を、運搬の順番がわかるように記入します。次の例を参考にしてください。



番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	3.8	2	A社の許可番号	A社	〒***** 「積替え保管施設1」の住所			〒
2				B社の許可番号	B社	〒***** 「積替え保管施設2」の住所			〒
3				C社の許可番号	C社	〒***** 「運搬先の事業場」の住所	D社の許可番号 D社		〒

Q18 再委託を行った場合の記入方法は？

次の例を参考に記入してください。

(1) A社がB社に収集運搬を再委託した場合

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	2.1	1	A社の許可番号	A社(再委託)	〒			〒
2				B社の許可番号	B社	〒***** 「運搬先の事業場」の住所	C社の許可番号 C社		〒

(2) E社がF社に処分を再委託した場合

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	2.1	1	D社の許可番号	D社	〒***** 「運搬先の事業場」の住所	E社の許可番号 E社(再委託)		〒
2							F社の許可番号 F社		〒

5 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）に関するもの

Q19 中間処理後の残さ物についてのマニフェスト(二次マニフェスト)も報告対象か？

報告対象です。

Q20 自社の排出した廃棄物についてのマニフェスト（一次マニフェスト）と二次マニフェストは、別々に報告する必要があるのか？

区別せずに報告できます。産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先及び処分受託者が同じであれば、一次マニフェストと二次マニフェストについて、枚数及び排出量を合計してください。

6 その他

Q21 法律で報告書の提出を義務付けた目的は何か？

行政が産業廃棄物の流れを把握できるようにすることが目的です。

環境省の通知文「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」（平成18年12月27日、環廃産発第061227006号）に記載されています。

（http://www.env.go.jp/recycle/waste/nt_061227006.pdf）

Q22 報告書を提出しない場合、罰則があるのか？

以下の流れにより、最終的には罰則があります。

- (1) 報告書が提出いただけない場合は、報告書を提出するよう勧告する場合があります（法第12条の6第1項）。
- (2) 勧告に従わなかった場合は、その旨を公表します（法第12条の6第2項）。
- (3) 勧告に従わなかった旨を公表された後も正当な理由なしに報告書を提出しなかった場合は、報告書の提出を命令します（法第12条の6第3項）。
- (4) 命令に従わなかった場合は、罰則の対象となります（法第29条第12項、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

Q23 報告書に受付印を押印して返却ほしいが、可能か？

窓口に報告書を2部持参した場合に限り、受付印を押印します。郵送の場合は、控えの返却は行いません。

Q24 報告書を提出後に誤りに気づいたが、どうすればよいか？

次の2点を提出してください。

訂正後の報告書

訂正内容を記載した書類（例えば、提出済みの報告書のコピーに朱書きで訂正内容を記載したもの）